

「(仮称)都島区地震本」企画編集業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

「(仮称)都島区地震本」企画編集業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

区民への災害時の備えを啓発する手段として、広報紙や出前講座、ホームページ等を活用しているが、さらに広く住民や事業者に対して、都島区の地域特性にあった伝わりやすい内容の啓発本を全戸配布することで、区民の災害に対する関心と理解を高め、より一層自助力の向上と今後の防災事業への参加に繋げることを目的とする。

目的を達成するためには、誌面において伝わりやすい情報発信を行うための技術力や芸術性、創造性が求められるため、誌面作成に関する専門的知識や幅広い経験を持った民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

「(仮称)都島区地震本」企画編集業務

具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 1,338,883 円（消費税含む）

(4) 契約期間

令和 7 年 9 月上旬～令和 7 年 12 月 12 日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 本市側から提供する資料、貸与品等

誌面作成のための原稿を提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約書案

別紙「契約書（案）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

(5) 再委託について

別紙「仕様書」のとおり

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）の種目「04：映画等制作・広告・催事、印刷－04：印刷・デザイン－01：デザイン企画印刷」又は「04：映画等制作・広告・催事、印刷－04：印刷・デザイン－03：デザイン」で登録されていること
- (2) 過去5年間に同種業務（行政機関や企業等において発行する、啓発本や情報誌、広報誌の企画編集業務）の契約実績、または同等の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

5 スケジュール（予定）

年	月日	曜日	内容
令和7年	7月7日	月曜日	公示、募集開始 質問受付開始
	7月14日	月曜日	質問受付締切（17時30分まで）
	7月18日	金曜日	質問回答公表
	7月25日	金曜日	公募型プロポーザル参加申請書類提出期限 （午後5時30分まで）
	7月29日	火曜日	参加決定通知交付
	8月20日	水曜日	企画提案書類受付締切（17時30分まで）
	8月下旬		選定委員会（プレゼンテーション審査）
	9月上旬		選定結果の通知 最終選定結果の公表
	9月上旬		契約締結、業務開始
	12月12日	金曜日	業務終了

6 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行わない。

なお、申請書類等については、本市ホームページよりダウンロードすること。

(1) 質問の受付

ア 提出期限

令和7年7月14日（月）17時30分まで

イ 提出方法

「(仮称)都島区地震本」企画編集業務委託に関する質問票（様式1）」に記載のうえ、tb0002@city.osaka.lg.jpまで電子メールで提出すること。なお、件名のはじめに「(仮称)都島区地震本企画編集 質問票」と記載すること。また、電子メールを送出した後、電子メールが発注者に到達しているか電話で確認すること。

ウ 質問回答

令和7年7月18日（金）に、本市ホームページで公開する。

(2) 参加申請書類の受付

ア 提出期限

令和7年7月25日（金）17時30分まで

イ 提出書類

- ① 「(仮称)都島区地震本」企画編集業務委託にかかる公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式2）
- ② 同種業務実績調書（様式3）とそれに伴う契約書の写しまたは成果物
- ③ 法人又は団体の概要（様式4）

ウ 提出方法

郵送または持参により、各1部を「8 担当」に提出すること。

エ 参加決定通知等送付及び企画提案書等受付開始

令和7年7月29日（火）に電子メールにより送付する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和7年8月20日（水）17時30分まで

イ 提出書類

企画提案書（様式5）

企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。

① 提案作品のコンセプト（様式自由）

別紙仕様書の編集方針を踏まえ、「(仮称)都島区地震本」の企画・編集コンセプトを提案作品と合わせて提案すること。「②提案作品」における解説の添付も可。

② 提案作品（A5版5ページ分）

課題（別紙1）に基づき、「(仮称)都島区地震本」のデザイン案を作成すること。誌面企画については、別紙仕様書を参照すること。なお、都島区マスコットキャラクター都希（とっきー）のデータは、参加決定通知時に電子メールで送付する。都島区マスコットキャラクター都希（とっきー）は必要に応じてポーズや衣装等の加工を可能とする。

区が提供する原稿については企画目的に合わせて加工できるものとする。

また、デザイン案は、契約後実際に誌面を作成する予定の者が行うこと。

③ 類似業務の実績等

過去 5 年程度の類似業務実績を記載すること（業務名称、発注者、契約期間、業務概要、成果物）。

特に、本業務との関わりやアピールしたい点について記載すること。

④ 業務実施体制

本業務を実施するにあたり、担任する人員の構成・役職または役割・人数を記載すること。

⑤ 経費見積

消費税及び地方消費税を含む総額及びページ単価を記載すること。

ウ 提出方法

郵送または持参により 7 部（正本 1 部、副本 6 部）を、電子メールにより副本の PDF データを 10MB 以下とし「8 担当」に提出すること。

なお、副本には提案事業者名がわからないようにマスキング処理をするか記載をしないこと

（４） 企画提案書類の取扱い等

ア 企画提案書類の作成・提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。

イ 採用された企画提案書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。

ウ 提出されたすべての企画提案書類は返却しない。

エ 提出された企画提案書類は、審査・業者選定の用途以外に提案事業者が無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、提出後の撤回、取消し、変更、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

審査項目	審査内容	配点
企画・編集	小学校高学年あたりの年齢からでも読みやすく、また家庭でも話題になるような工夫がなされているか	15 点
	特に表紙やタイトルにおいて、あらゆる世代に手にとって読んでみたいと思わせる工夫があるか	15 点
	ホームページや SNS 等他の媒体と連携しながら、情報のすみ分けを図れているか	10 点
デザイン・レイアウト	編集方針を基に、内容にあったデザインとなっているか	15 点
	文字や写真、イラスト、図表などが情報に合わせて適切に表現されている	15 点
	わかりやすい文章で書かれており、読者を引きつける内容となっているか	10 点
実施体制	業務を行うにあたって、体制が十分に確保されているか	5 点
類似業務実績	類似業務に関する専門性、情報の蓄積があるか	10 点
所要経費、積算	費用は契約上限額内で見積もられており、合理的かつ適切な積算であるか	5 点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する「(仮称)都島区地震本」企画編集業務委託選定委員会」が行う。
- イ 選定委員は選定基準に基づき、企画提案書の書面審査及びプレゼンテーション審査を行う。
- ウ 選定委員会（プレゼンテーション審査）は、令和 7 年 8 月下旬（予定）に行う。詳細については、別途通知する。
- エ 選定委員が採点した点数を集計し、平均点が 60 点以上の企画提案者のうち、得点が最も高いものを受託予定者とする。
- オ 審査の結果、評価点が最も高い提案事業者が複数いる場合は、「企画」項目の点数が高い方とし、これにより決定しない場合は、くじ引きにより決定する。
- カ 受託予定事業者と契約が締結できない事由が生じた場合は、次点の提案事業者に繰り上がるものとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案事業者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 受託予定事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての提案事業者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 担当

都島区役所まちづくり推進課（防災担当）2階22番窓口

〒534-8501 大阪市都島区中野町2-16-20

TEL:06-6882-9902 FAX:06-6352-4558

E-mail:tb0002@city.osaka.lg.jp